

川越市高齢者保健福祉計画・第7期川越市介護保険事業計画（原案）に対する意見募集の結果

(1) 概要

本計画の策定にあたり、川越市意見公募手続条例に基づき、計画案を公表し広く市民意見を募集することにより、これらを計画に反映させる機会を確保しました。

- ① 募集期間 平成29年12月28日～平成30年1月26日
- ② 募集対象 市内在住の方、市内在勤の方、市内在学の方、その他案に対して利害関係を有する方
- ③ 周知方法 川越市ホームページ、広報川越
- ④ 閲覧場所 川越市地域包括ケア推進課（市庁舎3階）、各市民センター、南連絡所、川越総合保健センター、各図書館、各公民館、川越総合福祉センター（オアシス）、川越市ホームページ

(2) 募集結果

- ① 提出者数 3名
- ② 意見数 9件
- ③ 意見の概要 一覧表のとおり

(3) 川越市高齢者保健福祉計画・第7期川越市介護保険事業計画（原案）に対する意見の概要と市の考え方

No	本計画の 該当ページと項目	意見の概要	市の考え方
1	P 6 第1章 5 介護保険制度改正の主なポイント	利用者負担割合について、年金収入が340万以上の人は3割負担となるようだが、上限が4万4千4百円でも年間では50万を超える負担となる。年金収入等は前年度の収入で決定するため、現在は要介護であり前年度の収入と同程度の収入が得られなくても自己負担が3割負担と重くなり、十分な介護を受けることができなくなると思われる。	介護サービスを受けたときの利用者の負担割合につきましても、介護保険法で定められたものとなることから反映しません。

No	本計画の 該当ページと項目	意見の概要	市の考え方
2	P53～P112 第4章 目標1～目標7までの 現状と目標値	計画終了後および中間年に目標に対する評価について公表いただきたい。	<p>「第6章計画の円滑な推進のために」の「2計画の推進体制（P129）」において、本計画の進捗状況や達成状況については、PDCAサイクルの考え方に基づき年1回、各施策について点検や評価を行うことを記載していることから、反映済みと考えます。</p> <p>なお、評価・公表の実施方法や実施時期につきましては、国から示された評価指標等を踏まえた上で検討を行い、実施してまいります。</p>
3	P64 第4章 「目標2 日常生活を支援する体制の整備」 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	生活支援整備体制事業を推進するにあたり、第2層の生活コーディネーターを22ヶ所に設置予定としていますが、これだけでは負担が大きいのではないかと考えます。ニーズを吸い上げ住民相互の助け合いが必要な事業（住民レベル）を発足させるためには第3層コーディネーターが必要ではないかと考えます。人材を育成研修し実行に移すには専門レベルの役割を担う担当（例えばボランティアとしても）が必要かと思っております。初めからそこを見すえて構想と予算取りを考えて下さい。実現には早道かと思っております。	<p>国のガイドラインにおいて、第3層生活支援コーディネーターの役割は、個々の生活支援等サービスの事業主体として、利用者とサービス提供者をマッチングする機能を持つ者とされていますが、当面は第3層の設置は行わず、第1層、第2層による取組を行うこととされております。</p> <p>御意見のありました、「ニーズを吸い上げ、住民相互の助け合いが必要な事業（住民レベル）の発足」につきましては、第2層のコーディネーター及び地域住民等により構成される第2層協議体において検討を行い、活動を進めていきたいと考えておりますので、計画へは反映しません。</p> <p>また、担い手の育成は大切ですので、取組の中で方法等を検討していきたいと考えております。</p>
4	P77 第4章 「目標4 認知症施策の推進」	若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援策として、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害）としての適切な診断につなげ、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスへ早期につなげ介護保険担当課と障害福祉担当課が連携して支援をしていく、といった具体的な施策を記して下さい。	<p>現在、第2号被保険者の要介護認定の際には、介護保険課及び障害者福祉課で申請に際して連携を図っております。</p> <p>御意見のありました連携支援につきましては、計画への記載ではなく、今後も、実務レベルにおきまして、連携を図ってまいりたいと考えておりますので、計画へは反映しません。</p>

No	本計画の 該当ページと項目	意見の概要	市の考え方
5	P 82～P 83 第 4 章 「目標 4 認知症施策の推進」 (3) 認知症の人とその家族などの介護者に対する支援体制の充実	<p>「徘徊高齢者」を「徘徊高齢者等」に直し、事業の対象に、若年性認知症や高次脳機能障害の当事者の方やその家族を含めてください。</p>	<p>認知症等による徘徊高齢者の早期発見、事故の未然防止のため、認知症等により徘徊のおそれのある在宅高齢者を介護する家族等に対する事業として、徘徊高齢者家族支援サービス事業を実施しておりますが、対象者が原則 65 歳以上であることから、「徘徊高齢者等」ではなく、「徘徊高齢者」としていることから、計画へは反映しません。</p> <p>ただし、要介護認定を受けた方で、要件を満たした方につきましては、本事業の対象とさせていただきます。</p> <p>また、要介護認定を受けていない場合には、障害者福祉課のヘルプカードを御案内しております。</p>
6	P 83 第 4 章 「目標 4 認知症施策の推進」 (3) 認知症の人とその家族などの介護者に対する支援体制の充実	<p>オレンジカフェの開催場所が特別な施設や包括支援センターでは気後れする一般の市民もいる。開催は市民センターや公民館などで行い認知症の方および家族のみでなく地域に住む赤ちゃんから高齢者まで性別や対象年齢を区切ることなく条件をつけず誰でもお茶を飲んで気軽に話ができるようにするとよいと思う。価格は低料金に設定するとよい。開催日数や参加人数などの目標を設定し計画終了後に評価する。</p> <p>ただし人数や開催日数だけではなく、参加者の満足度も評価にいったとえ参加者や開催日数が少なく満足度が高ければ評価を高くする。</p>	<p>オレンジカフェは、認知症の人やその家族が、地域の人等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことで、認知症の人の家族の負担軽減を図ることを目的に開催しております。</p> <p>開催場所は、身近に参加できる場所として、公民館や自治会館等において実施しております。参加料は、1 回 100 円を基本とし、認知症の方と家族だけでなく地域にお住まいの方など年齢を問わず広く参加いただいております。</p> <p>運営については、ボランティアの方や参加者が主体的になって行っていることから、開催日数や人数などの目標設定は行いません。</p> <p>ただし、御意見のありました「参加者の満足度や参加者数」といった視点は大切ですので、引き続き、地域包括支援センターの職員やボランティアの皆さん、参加者の方々と意見を交わして、創意・工夫しながら、より良い事業となるよう、取り組んで参りたいと考えております。</p>

No	本計画の 該当ページと項目	意見の概要	市の考え方
7	P85 第4章 目標5 地域支援機能及びネットワークの構築 (3) 地域での支え合い機能の強化	ほとんどの地域で「見守り声かけ」が必要な支援やサービスと回答している。 85ページ目標5は漠然とした記載に留まり見守り声かけの具体的な指標が設定されていない。地域での見守り声かけ活動の具体的な連携支援の施策説明を目標に盛り込むべきである。	見守り活動の指標につきましては、第4章 目標5 地域支援機能の強化及びネットワークの構築(85ページ)におきまして、「ときも見守りネットワーク協力事業者数」の目標値を定めさせていただいております。 また、目標5 (3) 地域での支え合い機能の強化(90ページ)におきまして、御意見のありました「地域での見守り、声かけ活動の具体的な連携支援」に関する内容を「現状・課題」「方向性」の中に追記させていただきました。
8	P99 第4章 「目標6 安心して暮らせる環境の整備」 (1) 多様な住まい方の支援	「さらに住宅確保の～努めます高齢者の住宅確保」については市営住宅および民間それぞれに高齢者が希望する住宅に入居支援に対する目標設定が必要であると考え。国の法改正の動向を注視し具体的な目標指標をたて計画終了後にその評価をして欲しい。	国の法改正により、民間の空き家・空き室を活用した高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が昨年10月から実施されました。 また、入居支援策につきましては、埼玉県居住支援協議会が行っております住宅確保要配慮者への相談会について、本市においても、モデル事業として、昨年9月から今年の1月にかけて実施しました。 今後は、国の動向やモデル事業の結果等を踏まえ、担当課である建築住宅課を中心に庁内で連携し、住宅確保要配慮者への支援策等について検討を行いますことから、現段階では本計画に具体的な目標を設定できませんので、今後の参考とさせていただきます。

No	本計画の 該当ページと項目	意見の概要	市の考え方
9	P114 第5章 「7 第1号被保険者の 保険料」	<p>第1号被保険者の保険料が現在算定中とのことだが段階別の年に支払う介護保険料は、例えば所得80万円の市民が23,904円支払っているのに対して、所得一千万円以上の市民は同じ割合だと298,800円払わなければならないところ119,520円しか支払っていない。所得二千万の市民は、597,600円払わなければならないところ119,520円しか支払っていない。所得五十万と所得一千万を比較した場合については、23,904円に対して478,080円払わなければならないところ119,520円しか払っていない。</p> <p>低所得者にとっても重い負担であり、一千万を越える所得者には所得が多いほど軽い負担となっている。0から80万の所得段階の中次の低所得の段階でもより低所得の人が重い負担になっている。低所得の市民は、介護云々以前に生活が成り立たないため、所得に応じた負担となるよう制度設計をし直していただきたいと思う。</p>	<p>第1号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険条例により決定することになることから反映しません。</p>